

# 高知県部活動ガイドライン

～ 学校部活動、学校部活動の地域連携・地域移行の取組を通して、生徒たちがスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会の確保を目指す ～

令和6年3月  
高知県教育委員会

## 目次

はじめに .....	1
高知県の現状及びガイドライン改訂の趣旨等 .....	2
<b>I 学校部活動 .....</b>	<b>3</b>
1 適切な運営のための体制整備.....	3
(1) 学校部活動に関する方針の策定等	
(2) 指導・運営に係る体制の構築	
2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進.....	5
(1) 適切な指導の実施	
(2) 部活動用指導手引の普及・活用	
3 適切な休養日等の設定.....	6
4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備.....	7
5 地域の関係団体等との関わり.....	8
<b>II 学校部活動の地域連携 .....</b>	<b>9</b>
1 拠点校部活動.....	9
2 部活動指導員.....	11
<b>III 新たな地域クラブ活動.....</b>	<b>12</b>
1 地域クラブ活動.....	12
2 指導者.....	12
3 適切な休養日等の設定.....	12
4 保険の加入.....	13
5 学校との連携等.....	13
6 今後の地域移行に向けて.....	13
<b>IV 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備.....</b>	<b>14</b>
1 国の動向について.....	14
2 高知県の現状について.....	17
3 部活動地域移行に関するアンケート調査結果について.....	19
4 国の方針に基づいた高知県の今後の取組について.....	23
<b>V 大会等の在り方の見直し .....</b>	<b>27</b>
1 生徒の大会等の参加機会の確保.....	27
2 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備.....	27
(1) 大会等への参加の引率	
(2) 大会運営への従事	
3 生徒の安全確保.....	28
4 大会等の在り方.....	28

## はじめに

- 学校部活動は、スポーツ・文化芸術に興味・関心のある同好の生徒が自主的・自発的に参加し、各部活動の責任者（以下「部活動顧問」という。）の指導の下、学校教育の一環として行われ、教師の献身的な支えにより、我が国のスポーツ・文化芸術振興を担ってきた。
- また、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、学校という環境における生徒の自主的で多様な学びの場として、教育的意義を有してきた。
- しかし、少子化が進展する中、学校部活動を従前と同様の体制で運営することは難しくなっており、学校や地域によっては存続が厳しい状況にある。また、専門性や意思に関わらず教師が顧問を務めるこれまでの指導体制を継続することは、学校の働き方改革が進む中、より一層厳しくなる。
- 生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動を実現するためには、学校と地域との連携・協働により、学校部活動の在り方に関し速やかに改革に取り組み、生徒や保護者の負担に十分配慮しつつ、持続可能な活動環境を整備する必要がある。
- このような状況に鑑み、県教育委員会では、平成30年にスポーツ庁及び文化庁が策定した「部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を踏まえ、「高知県運動部活動ガイドライン（平成30年3月）」及び「高知県文化部活動ガイドライン（平成31年2月）」を定めて、適切な休養日や活動時間の上限等を設定することのほか、生徒の多様なニーズを踏まえて活動環境の整備や大会等の見直しが必要であることを示し、部活動改革の取組を開始した。
- 平成31年・令和元年に、中央教育審議会<sup>1</sup>や国会<sup>2</sup>から、学校における働き方改革等の観点を含め、部活動を学校単位から地域単位の取組とするべきことが指摘され、令和2年に、スポーツ庁及び文化庁から、令和5年度以降、休日<sup>3</sup>の部活動の段階的な地域移行を図ることが示された<sup>4</sup>。
- また、令和4年6月及び8月には、スポーツ庁及び文化庁に設置した部活動の地域移行に関する検討会議から各提言が示された。これを踏まえ、スポーツ庁、文化庁は、令和4年12月に学校部活動の地域連携並びに地域の運営団体・実施主体による地域スポーツクラブ活動及び地域文化クラブ活動（以下「地域クラブ活動」という。）への移行に取り組むべく、平成30年に策定したスポーツ庁及び文化庁のガイドラインを統合し、全面的に改定した。
- 県教育委員会では、上記のガイドラインの改定を踏まえ、平成30年、平成31年に策定した運動部活動と文化部活動のガイドラインを統合・改訂し、「高知県部活動ガイドライン」を示すものである。

---

1 「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」（中央教育審議会 平成31年1月答申）

2 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（衆議院令和元年11月、参議院同年12月）

3 地方公共団体の条例上「休日」と定められている日を指し、ほとんどの場合は土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始の休日。

4 「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」（令和2年9月 文部科学省）

## 高知県の現状及びガイドライン改訂の趣旨等

### 〔高知県の現状〕

- 高知県内の公立中学校の現状については、平成 24 年度と令和 4 年度を比較すると、この 10 年間で学校数 16 校減（114 校→98 校）、生徒数 2,955 人減（16,151 人→13,196 人）となっている。  
特に、運動部活動では部員数 3,086 人減（12,583 人→9,497 人）、部活動数 36 部減（998 部→962 部）となり、生徒数は大幅に減少しているが、部活動数があまり減っていないため、教員の負担が増えている。特に、生徒減少の影響を受ける中山間地域では部活動で行うことができる競技が少なくなっており、団体競技はチームが組めないことから部活動数が減少している。
- 今後も生徒数の減少が見込まれることから、地域の実情に応じて生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会の確保のため、学校部活動、学校部活動の地域連携、地域移行（地域クラブ活動）の検討を進め、生徒の選択肢の幅を広げる取組を行う必要がある。

〈参考資料 1〉「学校部活動・地域連携・地域移行の関係（イメージ図）」参照

### 〔改訂の趣旨〕

- 本ガイドラインは、少子化の中でも将来にわたり、生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保することを目指し、学校部活動が生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境となるよう、適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方について県の考え方を示すものである。
- 学校部活動の地域連携では、部活動の設置・運営が困難な状況に対して、生徒にとって望ましい部活動が展開されるよう、これまで学校に希望する部活動がなく活動ができなかった生徒に対して、新たな取組として拠点校部活動により、活動機会の確保を目指す。  
また、専門的な指導ができない教員に代わり、地域の指導者を活用した部活動指導員の充実についても地域との連携を図っていく必要がある。
- 地域移行（地域クラブ活動）では、学校部活動の維持が困難となる前に、学校と地域の連携・協働により、生徒のスポーツ・文化芸術活動の場として、新たに地域クラブ活動を整備することも検討していく必要がある。また、地域移行（地域クラブ活動）は、学校部活動から移行した活動（狭義）だけでなく、学校以外で地域が担う活動とする。  
県内においては、国の事業を活用し、実証事業などに取り組み始めたばかりであり、そこでの課題の整理や対応策等について検討を進め、国が令和 8 年度以降に改めてガイドラインを見直すとしていることから、県内の取組状況等を踏まえ、今後改めて方針を示すこととする。
- 大会等の在り方については、学校部活動として参加する生徒と、地域クラブ活動として参加する生徒の両方が存在することが考えられるため、双方の生徒に公平・公正な参加機会を確保する。  
また、大会等の主催者が、大会等の引率や運営体制について、適切な整備、運用ができるよう必要な事項について示している。
- 本ガイドラインは、中学校（義務教育学校後期課程、特別支援学校中学部を含む。以下同じ。）段階の生徒を主な対象とするが、「Ⅰ 学校部活動」、「Ⅴ 大会等の在り方の見直し」については、高等学校段階（特別支援学校高等部を含む。以下同じ。）についても原則、対象とする。
- 県教育委員会は、本ガイドラインに基づく市町村（学校組合）教育委員会及び各学校の取組について、定期的に状況を把握し、課題解決に向けて継続的な取組を行う。



## I 学校部活動

学校部活動は教育課程外の活動であり、その設置・運営は学校の判断により行われるものであるが、学校部活動を実施する場合には、その本来の目的を十分に果たし、生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境となるよう、以下に示す内容を徹底する。

### 1 適切な運営のための体制整備

#### (1) 学校部活動に関する方針の策定等

ア 県教育委員会は、「国のガイドライン」に則り、学校部活動の活動時間及び休養日の設定、その他、適切な学校部活動の取組に関する「高知県部活動ガイドライン（以下、「県のガイドライン」という。）」を策定する。

イ 県教育委員会及び市町村（学校組合）教育委員会（以下、「学校の設置者」という。）は、県のガイドラインを参考に、「設置する学校に係る部活動の方針」を策定する。

ウ 校長は、学校の設置者の「設置する学校に係る部活動の方針」に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。

部活動顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）及び活動実績並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。

エ 校長は、前記ウの活動方針等を学校のホームページへの掲載等により公表する。

オ 学校の設置者は、前記ウに関し、各学校において学校部活動の活動方針・計画の策定等が効率的に行えるよう、簡素で活用しやすい様式の作成等を行う。

〈参考資料2〉「部活動の活動報告等に関するフロー図」

【資料①】「部活動に係る活動方針」

【資料②】「年間活動計画及び活動実績」

【資料③】「毎月の活動計画及び活動実績」

【資料④】「県立学校部活動の実施状況（報告様式）」

【資料⑤】「部活動の活動時間等について（市町村教育委員会回答様式）」

カ 校長は、各部活動の休養日、活動時間が適切に実施できているかを把握し、学校の設置者に報告するとともに、改善が必要な場合は指導を行う。

キ 市町村（学校組合）教育委員会は、所管する学校において部活動の休養日及び活動時間等についての遵守状況を県教育委員会に報告する（10月、翌年度4月）。

県教育委員会は、県内の公立学校の遵守状況等を把握し、施策等に反映する。

#### (2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、教師だけでなく、部活動指導員<sup>5</sup>や外部指導者など適切な指導者を確保していくことを基本とし、生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に学校部活動を実施できるよう、適正な数の学校部活動を設置する。

イ 校長は、教師を部活動顧問に決定する際は、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や本人の抱える事情、部活動指導員の配置状況等を勘案した上で行うなど、適切な

校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制を構築する。

ウ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、学校部活動の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ・文化芸術活動を行い、教師の負担が過度とならないよう持続可能な運営体制が整えられているか等について、適宜、指導・是正を行う。

エ 県教育委員会は、部活動顧問や部活動指導員を対象とするスポーツ・文化芸術活動の指導に係る知識及び実技の質の向上並びに学校の管理職を対象とする学校部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を行う。

オ 学校の設置者及び校長は、教師の学校部活動への関与について、法令や「高知県立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針（令和2年3月）」<sup>6</sup>等に基づき、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

（参考資料3）「高知県立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針（令和2年3月）」参照

カ 学校の設置者は、各学校の生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員の制度を効果的に活用し、学校に配置する。また、教諭等の顧問を置かず、部活動指導員のみを顧問とする場合は、当該部活動を担当する教諭等を指定し、年間・月間指導計画の作成、生徒指導、事故発生時の対応等を行わせる。

キ 学校の設置者は、部活動指導員等の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、学校部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生時の対応を適切に行うこと、体罰（暴力）やハラスメント（生徒の人格を傷つける言動）は、いかなる場合も許されないこと、服務（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等に関し、任用前及び任用後の定期において研修<sup>7</sup>を行う。

ク 県教育委員会は、部活動指導員や外部指導者を確保しやすくするため、域内におけるスポーツ・文化芸術団体等の協力を得ながら、指導者の発掘・把握に努め、市町村等からの求めに応じて指導者を紹介する人材バンクを県知事部局文化生活スポーツ部と連携し、整備するなどの支援を行う。また、スポーツ・文化芸術団体等は、生徒の多様なニーズに応えられる指導者の養成や資質向上の取組を進める。

---

5 部活動指導員は、学校教育法施行規則第78条の2に基づき、「中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（学校の教育課程として行われるものを除く。）に係る技術的な指導に従事する」学校の職員（義務教育学校の後期課程、高等学校、中等教育学校並びに特別支援学校の中学部及び高等部については当該規定を準用。平成29年4月1日施行）。学校の教育計画に基づき、校長の監督を受け、部活動の実技指導、大会・練習試合等の引率等を行う。校長は、部活動指導員に部活動の顧問を命じることができる。

6 「超勤4項目」以外の業務を行う時間も含め、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間を「在校等時間」と定義し、時間外在校等時間の上限を①1カ月45時間以内、②1年間360時間以内等としている。

7 「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について（平成29年3月14日付け28ス庁第704号）」において、部活動指導員を制度化した概要、留意事項として部活動指導員の職務、規則等の整備、任用、研修、生徒の事故への対応、適切な練習時間や休養日の設定、生徒、保護者及び地域に対する理解の促進等について示されている。

## 2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進

### (1) 適切な指導の実施

ア 校長、部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、学校部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防や文化部活動中の障害・外傷の予防、バランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）を徹底し、体罰・ハラスメントを根絶する。なお、近年、気候変動等により、暑熱環境が悪化していることを踏まえ、夏季の学校部活動における熱中症事故の防止等の安全確保を徹底する。

特に運動部活動においては、文部科学省が平成 25 年 5 月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則った指導を行う。

学校の設置者は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。

イ 運動部活動の部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養等を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解し、分野の特性等を踏まえた効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入等により、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

ウ 文化部活動の部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から休養等を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習が生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解し、分野の特性等を踏まえた効率的・効果的な練習・活動の積極的な導入等により、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

エ 部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、生徒の運動・文化芸術等の能力向上や、生涯を通じてスポーツ・文化芸術等に親しむ基礎を培うとともに、生徒がバーンアウトすることなく、技能の向上や大会等での好成績等それぞれの目標を達成できるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図った上で指導を行う。その際、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

### (2) 部活動用指導手引の普及・活用

部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、本県の「運動部活動指導者ハンドブック」や「国のガイドライン」の 2（2）アによって作成された中央競技団体又は学校部活動に関する各分野の関係団体等によって作成された指導手引を活用して、2（1）に基づく指導を行う。

※『学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン』より抜粋

#### 2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進

##### (2) 部活動用指導手引の普及・活用

ア 中央競技団体又は学校部活動に関わる各分野の関係団体等は、その分野の普及や水準向上の役割に鑑み、学校部活動における合理的でかつ効率的・効果的な活動のための指導手引（競技・習熟レベルに応じた 1 日 2 時間程度の練習メニュー例と週間、月間、年間での活動スケジュールや、効果的な練習方法、指導上の留意点、安全面の注意事項、暴力やハラスメントの根絶等から構成される、指導者や生徒の活用の利便性に留意した分かりやすいもの）を作成し、指導実態や状況の変化に応じた必要な見直しを行う。

### 3 適切な休養日等の設定

#### ア 運動部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点から、ジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究<sup>8</sup>も踏まえ、以下を基準とする。

文化庁活動における休養日及び活動時間についても、成長期にある生徒が、教育課程内の活動、学校部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう、同様とする<sup>9</sup>。

- 学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)
- 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、学校部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。
- 1日の活動時間は、朝練習を含めて長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度(週11時間程度)とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- 活動時間については、移動を含まない実際に活動した時間とする。
- 合同チームについては、平日に遠方の学校と練習を行うことが困難な場合には、土日の両日に活動し、平日に2日以上休養日を設定することが可能である。ただし、以下の要件を満たす場合に限る。
  - ・活動時間は週11時間程度とする。
  - ・同じ顧問が土日とも指導することがないように、部活動指導員や別の顧問が指導する体制を整える。
  - ・大会前等の期間(1ヶ月半程度)を限定とし、大会後の休養期間の設定や参加する大会等の精査を行う。
  - ・生徒、教員ともに負担とならないよう配慮すること。なお、拠点校部活動にて、遠方の学校との練習となる場合は同様とすることができる。

イ 市町村(学校組合)教育委員会は、1(1)に掲げる「設置する学校に係る部活動の方針」の策定に当たっては、前記アの基準を踏まえ、休養日及び活動時間等を設定し、明記する。また、下記ウに関し、適宜、支援及び指導・是正を行う。

ウ 校長は、1(1)に掲げる「学校の部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、前記アの基準を踏まえるとともに、学校の設置者が策定した方針に則り、各部活動の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

エ 休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、各部共通、学校全体、市町村共通の学校部活動の休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。

オ 市町村(学校組合)教育委員会は、所管する学校において部活動の休養日及び活動時間等についての遵守状況を10月及び翌年度の4月に県教育委員会に報告する。

カ 県教育委員会は、県内の公立学校の遵守状況等を把握し、施策等に反映する。

キ 校長及び部活動顧問は、部活動における熱中症事故の防止の観点から、気象庁が発表する情報や環境省熱中症予防情報サイト上の暑さ指数、日本スポーツ協会の熱中症予防運動指針等の情報に十分留意し、気温・湿度などの環境条件に配慮した活動を実施する。その際、活動の中止や延期、見直し等柔軟に対応するよう検討する。また、生徒への健康観察をしっかりと行い、活動前、活動中、終了後には、こまめな水分・塩分補給と適切な休憩を取らせるなど、健康管理を徹底する。

#### 4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

ア 校長は、学校の指導体制等に応じて、性別や障害の有無を問わず、技能等の向上や大会等で好成績を収めること以外にも、気軽に友達と楽しめる、適度な頻度で行える等多様なニーズに応じた活動を行うことができる環境を整備する。

具体的な例としては、運動部活動では、複数のスポーツや季節ごとに異なるスポーツを行う活動、競技・大会志向でなくレクリエーション志向で行う活動、体力づくりを目的とした活動、生徒が楽しく体を動かす習慣の形成に向けた動機付けとなる活動等が考えられる。また、文化部活動では、体験教室などの活動、レクリエーション的な活動、障害の有無や年齢等に関わらず一緒に活動することができるアート活動、生涯を通じて文化芸術を愛好する環境を促進する活動等が考えられる。

イ 学校の設置者は、少子化に伴い、単一の学校では特定の分野の学校部活動を設けることができない場合や、部活動指導員や外部指導者が配置できず、指導を望む教師もいない場合には、生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会が損なわれることがないように、複数校の生徒が拠点校の学校部活動に参加する等の取組を推進する。

ウ 校長は、運動、歌や楽器、絵を描くことなどが苦手な生徒や障害のある生徒が参加しやすいよう、スポーツ・文化芸術等に親しむことを重視し、一人一人の違いに応じた課題や挑戦を大切にすることや、過度な負担とならないよう活動時間を短くするなどの工夫や配慮をする。

エ 学校の設置者及び校長は、学校部活動は生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることを踏まえ、生徒の意思に反して強制的に加入させることがないようにするとともに、その活動日数や活動時間を見直し、生徒が希望すれば、特定の種目・部門だけでなく、スポーツ・文化芸術や科学分野の活動や地域での活動も含めて、様々な活動を同時に経験できるよう配慮する。

---

8 「スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間について」（平成29年12月18日公益財団法人日本体育協会）において、研究等が競技レベルや活動場所を限定しているものではないことを踏まえた上で、「休養日を少なくとも1週間に1～2日設けること、さらに、週当たりの活動時間における上限は、16時間未満とすることが望ましい」ことが示されている。

9 学校教育法施行規則に定められている中学校の各学年の年間標準授業時数を、学習指導要領に示された年間の授業週数に照らして1週間当たりに換算すると、1週間当たりの授業時数は29単位時間（24時間10分）である。一方、スポーツ庁「平成29年度運動部活動等に関する実態調査」によれば、中学校の文化部活動の1週間の活動時間が「14時間を超える」と回答した生徒の割合は全体の42.0%、「21時間を超える」と回答した生徒の割合は全体の21.7%であり、学校の教育活動の中心である教育課程内の活動と比して、部活動の時間がそれに匹敵する程度に長時間になってしまうことは、生徒の負担等の観点から適切ではないと考えられる。こうしたことを踏まえて、本ガイドラインでは、1週間当たり長くとも11時間程度となる文化部活動の活動時間の基準を定めた（平日は少なくとも1日、週末は少なくとも1日以上を休養日とし、1日の活動時間は長くとも平日では2時間程度、休業日は3時間程度を基準とする。）。

## 5 地域の関係団体等との関わり

- ア 学校の設置者及び校長は、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ・文化芸術団体との連携や民間事業者の活用等により、保護者の理解と協力を得て、学校と地域が協働・融合した形で地域におけるスポーツ・文化芸術の環境整備を進める。その際、各地域において、行政、学校、スポーツ・文化芸術団体等の関係者が現状や課題を共有し、今後のスポーツ・文化芸術環境の在り方等を協議する場を設けることも考えられる。
- イ 学校の設置者及び校長は、地域の実情に応じ、学校種を越え、高等学校、大学及び特別支援学校等との合同練習を実施するなどにより連携を深め、生徒同士の切磋琢磨や多様な交流の機会を設ける。
- ウ 公益財団法人高知県スポーツ協会、地域の体育・スポーツ団体、競技団体及びその他のスポーツ団体は、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団等の生徒が所属する地域のスポーツ団体に関する事業等について、県又は学校の設置者等と連携し、学校と地域が協働・融合した形で地域のスポーツ環境の充実を図る。  
また、各分野の文化芸術団体等は、県又は学校の設置者等と連携し、学校と地域が協働・融合した形で文化芸術等の活動を推進する。  
さらに、学校の設置者等が実施する部活動指導員の任用・配置や、部活動顧問等に対する研修等、スポーツ・文化芸術活動の指導者の質の向上に関する取組に協力する。
- エ 学校の設置者及び校長は、地域で実施されている分野と同じ分野の学校部活動については、休日の練習を共同で実施するなど連携を深める。休日に限らず平日においても、できることから地域のスポーツ・文化芸術団体等と連携して活動する日を増やす。
- オ 学校の設置者及び校長は、学校部活動だけでなく、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等も生徒や保護者に周知するなど、生徒が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるようにする。

## II 学校部活動の地域連携

これまで生徒が希望する部活動が学校にない場合、大会等に参加できなかったが、これからは、例えば、市町村（学校組合）教育委員会等において拠点校部活動を導入し、大会等に参加していくなど、生徒の活動機会の確保を図ることが大切である。

また、文化部活動においても、特に吹奏楽では、コンクール等に参加する場合、これまでは同一中学校に在籍していなければならなかったが、現在は県吹奏楽連盟に加盟している学校・団体であれば、合同演奏等で参加できるようになるなど、活動の範囲が広がってきている。

これからは、各地域の実情に応じて、できるところから学校部活動の地域連携を進めていくことが望ましい。

加えて、教員の負担軽減のために、顧問に代わり単独で指導、大会引率ができる部活動指導員を配置するなど、休日の部活動を希望しない顧問等が直接休日の指導に従事しない体制を目指す体制の検討も必要である。

### 1 拠点校部活動

（「高知県中学校〔春季・総体・秋季・新人（冬季）〕大会に関わる拠点校部活動参加規定」より抜粋）

#### （1）趣旨

ア 拠点校部活動は、生徒数の減少等により、部活動の設置・運営が困難な状況に対して、生徒にとって望ましい部活動が展開されるよう、学校の設置者（各市町村教育委員会等）が行う拠点校方式による部活動である。

イ 在籍校に希望する部活動がない場合等、参加を希望する生徒を1つの学校が受け入れる救済措置として推進するものであり、勝利至上主義のための活動ではない。

#### （2）拠点校部活動の考え方

ア 当該校に生徒が希望する部活動がないため、拠点校方式にする。

イ 団体競技において、合同チームを編成している部活動が、これからの生徒数減少など将来を見据えて拠点校方式にする。

ウ 団体競技以外において、現在それぞれの学校で部活動をしているが、これからの生徒数減少など将来を見据えて拠点校方式にする。

#### （3）高知県中学校体育連盟主催大会（以下、「県中体連」という。）への参加申請及び登録

① 拠点校所管の教育委員会が地区中体連に「拠点校部活動登録申請書」にて申請する。

② 県中体連は拠点校所管教育委員会に「拠点校部活動承認書」にて承認する。

③ 保護者は在籍校に「拠点校部活動への参加承認願・保護者同意書」を提出する。

④ 在籍校は拠点校に「拠点校部活動への参加承認願・保護者同意書の写し」とともに「拠点校部活動への参加依頼」を提出する。

⑤ 拠点校は、承諾にあたり在籍校に「拠点校部活動への参加承諾書」を送付する。

〈参考資料4〉「高知県中学校〔春季・総体・秋季・新人（冬季）〕大会に関わる拠点校部活動参加規定」

#### （4）合同チームとの違い

ア 在籍校に部活動がなくとも活動することができるため、拠点校に顧問（部活動指導員含む）がいれば、その他の参加校に顧問の配置をする必要はない。

イ 運動部活動において、団体種目に限られていた合同チームと違い、個人種目でも活動でき種目の制限はない。

ウ 学校の設置者が事業主体となるため、校長間の合意で結成される合同チームとは編成段階で大きく異なるため、一定の準備期間も必要となり、生徒、保護者等への事前の周知が特に大切である。

# ◆『合同チーム』と『拠点校部活動』

R6.2月

◆『合同チーム』と『拠点校部活動』	
	<h2>合同チーム</h2>
趣 旨	部員数減少により単独チームで編成できない場合の救済措置
種 目	団体種目（個人種目のないもの） バスケットボール サッカー バレーボール ハンドボール 軟式野球 ソフトボール  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <b>A・B・C中学校【合同チーム】</b>              A中学校【サッカー部】 5人              B中学校【サッカー部】 4人              C中学校【サッカー部】 3人           </div>
部活動の有無	各学校に当該部活動がなくはならない
部員数	学校単独で出場最低人数を下回った場合
編成エリア	原則、近隣の学校
編成基準	少なくとも1つの学校において、部員数が出場最低人数を下回っている場合
チーム名	校名連記
監督・引率	各出場校の教員、部活動指導員等
申請	学校から地区中体連へ
大会への申込 (中体連主催大会)	県総体 … 学校長連名にて各学校から地区中体連へ その他 … 学校長連名にて各学校から各競技専門部へ
	<h2>拠点校部活動</h2>
在籍校に希望する種目がない場合等の救済措置	
制限なし	<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <b>A中学校【拠点校】</b>            サッカー部            A中学校 サッカー部員            B中学校サッカー希望生徒            C中学校サッカー希望生徒         </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <b>B中学校</b>              サッカー部なし           </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <b>C中学校</b>              サッカー部なし           </div> </div>
拠点校に当該部活動があれば、参加校に部活動がなくともよい	
制限なし	
原則、近隣の学校	
制限なし	※原則、拠点校に当該部活動が設置されており、他校に当該部活動がないこと
拠点校名	(ただし、拠点校であることが分かること(○○校【拠】))
拠点校の教員、部活動指導員	
市町村教育委員会から地区中体連へ	
県総体 … 学校 (拠点校) から地区中体連へ その他 … 学校 (拠点校) から各競技専門部へ	



## 2 部活動指導員

### (1) 現状と取組

公立学校の生徒にとって望ましい活動環境の構築及び教員の働き方改革の実現を図ることを目的として、高知県では平成30年度から取組を始め、令和5年度には136名（運動部130名、文化部6名）を中学校、高等学校に配置しており、配置人数は毎年増加している状況である。

各学校の取組では、顧問の負担軽減を図るため、特に専門的な指導ができない顧問の部活動に対して、積極的に配置されている。

### (2) 研修

ア 市町村教育委員会は、前記I 1 (2) エ及びキのとおり、任用前及び任用後の定期において研修を行うこととしているが、任用前の研修においては、県教育委員会がホームページ等で公開する関係機関の研修動画を活用するなど、配置前の適切な研修となるよう、効率的な実施に努める。

〈参考資料5〉「高知県運動部活動指導員配置事業の配置に係る基礎研修について」

#### 【I 学校部活動 1 適切な運営のための体制整備 (2) 指導・運営に係る体制の構築】

エ 県教育委員会は、部活動顧問や部活動指導員を対象とするスポーツ・文化芸術活動の指導に係る知識及び実技の質の向上並びに学校の管理職を対象とする学校部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を行う。

キ 学校の設置者は、部活動指導員等の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、学校部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生時の対応を適切に行うこと、体罰（暴力）やハラスメント（生徒の人格を傷つける言動）は、いかなる場合も許されないこと、服務（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等に関し、任用前及び任用後の定期において研修を行う。

イ 県教育委員会は、任用後の研修について、指導力向上に関わる研修として、参集及びオンラインの形態にて毎年実施する。

### (3) 今後の考え方

ア 現在、平日・休日の両方を指導する形態が主となっている状況であり、当該部活動顧問のみ負担軽減となっている。そのため、学校の設置者は、まずはできる学校から、休日に部活動の指導を希望しない顧問の部活動に部活動指導員を配置するなど、できるだけ多くの教員が休日の部活動に従事することがないような形態に移行するなどの検討を行う。（平日は顧問、休日は部活動指導員が指導する等）

イ 配置に当たっては、担当した部活動の活動経験が無く、指導ができない顧問の代わりや家庭の理由（育児休業を取得予定者、子育て世帯、介護等）により、部活動の指導が困難な顧問の代わり、また、学校の校務（校務分掌等）が多忙のため、部活動の指導が困難な顧問の代わりに配置するなどの優先順位を付けた調整をすることも考えられる。

また、その場合は、地域クラブ関係者等が部活動指導員となるような配置を目指し、地域移行へ繋げていくことも考えられる。

### Ⅲ 新たな地域クラブ活動

#### 1 地域クラブ活動

学校部活動の維持が困難となる前に、学校と地域の連携・協働により、生徒のスポーツ・文化芸術活動の場として、新たに地域クラブ活動を整備することも検討していく必要がある。

地域クラブ活動は、学校の教育課程外の活動として、社会教育法上の「社会教育」（主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。））の一環として捉えることができ、また、スポーツ基本法や文化芸術基本法上の「スポーツ」「文化芸術」として位置付けられるものでもある。したがって、地域クラブ活動は、学校と連携し、学校部活動の教育的意義を継承・発展しつつ、スポーツ・文化芸術の振興の観点からも充実を図ることが重要である。

市町村等においては、地域の実情に応じ、関係者の共通理解の下、国の地域移行実証事業を活用するなど、できることから取組を進めていくことが望ましい。

#### ○地域クラブ活動（地域移行）の考え方

**『学校部活動から移行した活動（狭義）だけでなく、学校以外で地域が担う活動とする。』**

〈参考資料1〉「学校部活動・地域連携・地域移行の関係（イメージ図）」

#### ○生徒の活動の成果発表の場の1つである大会等への参加について

- ・ 県中学校体育連盟主催大会については、市町村教育委員会、地区中学校体育連盟の承認を得て参加。
- ・ スポーツ・文化芸術団体主催大会等については、各主催団体の参加規程に基づき参加。

#### 2 指導者

ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、I 2(1)に準じ、参加者の心身の健康管理、事故防止を徹底し、体罰・ハラスメントを根絶する。県及び市町村は、適宜、指導助言を行う。

なお、県中学校体育連盟への地域クラブとしての申請時には、ハラスメント等に関する研修の受講が義務づけられている。

〈参考資料6〉「高知県における地域スポーツ団体等の中体連主催大会参加規程」

イ 指導者は、I 2(1)に準じ、生徒との十分なコミュニケーションを図りつつ、適切な休養、過度の練習の防止や合理的かつ効率的・効果的な練習の積極的な導入等を行う。

#### 3 適切な休養日等の設定

地域クラブ活動に取り組む時間については、競技・大会志向の強いものも含め、生徒の志向や体力等の状況に応じて適切な活動時間とする必要がある。地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、生徒の心身の成長に配慮して、健康に生活を送れるよう、「I 学校部活動」に準じ、以下に示す活動時間を遵守し、休養日を設定する。

その際、学校部活動と地域クラブ活動が併存することから、生徒の成長や生活全般を見通し、運営団体・実施主体と学校を中心とした関係者が連携し、調整を図ることが必要である。

また、県中学校体育連盟への地域クラブとしての申請時には、活動時間や休養日等を含めた活動計画等の提出が必要である。

〈参考資料6〉「高知県における地域スポーツ団体等の中体連主催大会参加規程」

ア 学校の学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。（平日は少なくとも1日、週末は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。）

イ 学校の長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養

を取ることができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

ウ 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は原則として3時間程度とし、できるだけ短時間に合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

エ 休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等の休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。

#### 4 保険の加入

地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、指導者や参加する生徒等に対して、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険に加入するよう促す。

#### 5 学校との連携等

ア 地域クラブ活動は、青少年のスポーツ・文化芸術活動が有する教育的意義のみならず、集団の中で仲間と切磋琢磨することや、学校の授業とは違った場所で生徒が活躍することなど、生徒の望ましい成長を保障していく観点から、教育的意義を持ちうるものである。

学校部活動の教育的意義や役割を継承・発展させ、地域での多様な体験や様々な世代との豊かな交流等を通じた学びなどの新しい価値が創出されるよう、学校・家庭・地域の相互の連携・協働の下、スポーツ・文化芸術活動による教育的機能を一層高めていくことが大切である。

イ 休日は地域クラブ活動、平日は学校部活動となる場合は、指導者が異なるため、協議会等の場を活用し、地域クラブ活動と学校部活動との間で、活動方針や活動状況、スケジュール等の共通理解を図るとともに、関係者が日々の生徒の活動状況に関する情報共有等を綿密に行い、学校を含めた地域全体で生徒の望ましい成長を保障する。

ウ 県及び市町村は、地域クラブ活動が前記2、3、4に示した内容に沿って適正に行われるよう、地域クラブ活動の運営団体・実施主体の取組状況を適宜把握し、必要な指導助言を行う。

エ 学校の設置者及び校長は、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等も生徒や保護者に周知するなど、生徒が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるようにする。

#### 6 今後の地域移行に向けて

現在、県内の部活動の地域移行（地域クラブ活動）については、国の事業を活用し、実証事業などに取り組み始めたばかりである。

高知県における部活動地域連携・地域移行検討会議の地域移行検討部会にて、地域移行実証事業を行っている市町教育委員会、運営団体等の関係者により、地域移行に向けての課題の洗い出しや対応策等についての検討を行っている段階である。その中で、喫緊の課題となっている項目（受け皿団体の整備、地域クラブ活動、広報）については、現時点で関係機関での対応等を取りまとめている。

各市町村においては、地域移行に向けた取組を行う場合は、参考としてもらいたい。

今後に向けては、国が令和5年度から7年度を改革推進期間とし、令和8年度以降に改めてガイドラインを見直すとしていることから、県としても国から示されるガイドラインの見直しや支援策、県内の取組状況等を踏まえ、改めて地域移行の方向性を示すとしていくこととする。

〈参考資料7〉「部活動の地域移行に伴う課題対応等について」

## IV 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

標記については、令和5年3月22日付け4高保体第999号「高知県における学校部活動の地域連携・地域移行について（通知）」にて示している。

その内容については、「1 国の動向について」、「2 高知県の現状について（学校数・生徒数及び教職員数の推移、運動部活動数及び部員数について等）」、「3 部活動地域移行に関するアンケート調査結果について」、「4 国の方針に基づいた高知県の今後の取り組みについて」として、以下のとおりである。

### 1 国の動向について

学校における部活動の厳しい現状については、中央教育審議会や国会等においても指摘されており、これまでスポーツ庁や文化庁においても、部活動の運営の適正化に向けた改善方策や、地域との連携・協働、地域移行の方向性が示されてきました。

#### ■平成30年3月スポーツ庁、平成30年12月文化庁

○「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」

- ・学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ・文化芸術環境の整備を進めることが示されました。

#### ■平成31年1月中央教育審議会

○「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」

- ・地域で部活動に代わり得る質の高い活動の機会を確保できる十分な体制を整える取組を進め、環境を整えた上で、将来的には、部活動を学校単位から地域単位の取組にし、学校以外が担うことも積極的に進めるべきと示されました。

#### ■令和元年11月及び12月国会審議

○「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」改正案の「衆議院文部科学委員会の附帯決議」及び「参議院文教科学委員会の附帯決議」

- ・部活動を学校単位から地域単位の取組とし、学校以外の主体が担うことについて検討を行い、早期に実現することが指摘されました。

#### ■令和2年9月文部科学省

○「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」

- ・令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図るとともに、休日の部活動の指導を望まない教師が休日の部活動に従事しないこととすると示されました。

#### ■令和4年6月スポーツ庁、8月文化庁

○「運動部活動の地域移行に関する検討会議提言」及び「文化部活動の地域移行に関する検討会議提言」

- ・休日の部活動の地域移行を達成する目標時期については令和5年度の休日の部活動の段階的な地域移行開始から3年後の令和7年度末を目途とすると提言されました。
- ・地方公共団体により、合意形成や条件整備等のため、地域移行の実現に更に時間を要する場合には、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指す必要があるとされました。

## ■令和4年12月スポーツ庁・文化庁

### ○「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」

『少子化が進む中、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、速やかに部活動改革に取り組む必要がある。』

『学校部活動の地域移行は、「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下で、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境の一体的な整備により、地域の実情に応じスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することを目指す。』

『休日における学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行について、国として、令和5年度から令和7年度までの3年間で改革推進期間と位置づけて支援する。達成時期については、国としては一律に定めず、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指す。』

- ・主な内容として上記のことが示されました。

## 総合的なガイドライン【概要】

- 少子化が進む中、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、速やかに部活動改革に取り組む必要。その際、生徒の自主的で多様な学びの場であった部活動の教育的意義を継承・発展させ、新しい価値が創出されるようにすることが重要。
  - 令和4年夏に取りまとめられた部活動の地域移行に関する検討会議の提言を踏まえ、平成30年に策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を統合した上で全面的に改定。これにより、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方とともに、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について、国の考え方を提示。
  - 部活動の地域移行に当たっては、「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境を一体的に整備。地域の実情に応じ生徒のスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することが重要。
- ※Ⅰは中学生を主な対象とし、**高校生**も原則適用。Ⅱ～Ⅳは**公立中学校の生徒**を主な対象とし、**高校や私学**は実情に応じて取り組むことが望ましい。

## Ⅰ 学校部活動

教育課程外の活動である学校部活動について、実施する場合の適正な運営等の在り方を、従来のガイドラインの内容を踏まえつつ示す。

(主な内容)

- ・**教師の部活動への関与**について、法令等に基づき**業務改善や勤務管理**
- ・**部活動指導員**や**外部指導者**を確保
- ・**心身の健康管理**・事故防止の徹底、**体罰・ハラスメントの根絶**の徹底
- ・**週当たり2日以上**の**休養日**の設定（平日1日、週末1日）
- ・部活動に強制的に加入させることがないようにする
- ・**地方公共団体等**は、**スポーツ・文化芸術団体**との連携や**保護者等**の協力の下、**学校と地域が協働・融合した形で環境整備を進める**

## Ⅱ 新たな地域クラブ活動

学校部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により生徒の活動の場として整備すべき新たな地域クラブ活動の在り方を示す。

(主な内容)

- ・地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実
- ・**地域スポーツ・文化振興担当部署や学校担当部署、関係団体、学校等の関係者を集めた協議会**などの体制の整備
- ・指導者資格等による質の高い指導者の確保と、**都道府県等による人材バンクの整備、意欲ある教師等の円滑な兼職兼業**
- ・競技志向の活動だけでなく、**複数の運動種目・文化芸術分野など、生徒の志向等に適したプログラムの確保**
- ・休日のみ活動をする場合も、原則として**1日の休養日**を設定
- ・公共施設を地域クラブ活動で使用する際の負担軽減・円滑な利用促進
- ・**困窮家庭への支援**

## Ⅲ 学校部活動の地域連携や

### 地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

新たなスポーツ・文化芸術環境の整備に当たり、多くの関係者が連携・協働して段階的・計画的に取り組むため、その進め方等について示す。

(主な内容)

- ・**まずは休日**における地域の環境の整備を着実に推進
  - ・**平日の環境整備はできるところから**取り組み、休日の取組の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進
  - ・①市区町村が運営団体となる体制や、②地域の多様な運営団体が取り組む体制など、**段階的な体制の整備を進める**
- ※地域クラブ活動が困難な場合、合同部活動の導入や、部活動指導員等により機会を確保
- ・**令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間**として地域連携・地域移行に取り組みつつ、地域の実情に応じて**可能な限り早期の実現を目指す**
  - ・都道府県及び市区町村は、方針・取組内容・スケジュール等を周知

## Ⅳ 大会等の在り方の見直し

学校部活動の参加者だけでなく、地域クラブ活動の参加者の二一ズ等に応じた大会等の運営の在り方を示す。

(主な内容)

- ・大会参加資格を、**地域クラブ活動の会員等も参加できるように見直し**
- ※日本中体連は令和5年度から大会への参加を承認、その着実な実施できるだけ**教師が引率しない体制の整備**、運営に係る適正な人員確保
- ・**全国大会の在り方の見直し**（開催回数等の精選、複数の活動を経験したい生徒等の二一ズに対応した機会を設ける等）

## 2 高知県の現状について

### ○高知県の公立中学校の学校数・生徒及び教職員数の推移について

	令和4年度	平成24年度	増減
学校数	98	114	-16
生徒数	13,196	16,151	-2,955
教職員数	1,717	1,966	-249

※廃校・休校（18校）  
 新設（1校：高知国際中）  
 再開（1校：沖の島中）

県内の学校数・生徒及び教職員数の推移について、平成24年度の県内公立中学校数は114校、令和4年度は98校となり、10年間で統廃合などにより16校減少しています。新設・再開した学校は、県立高知国際中学校が新設、宿毛市立沖の島中学校が再開しています。

平成24年度の県内公立中学校生徒数は16,151人、令和4年度は13,196人となり、10年間で2,955人も減少しています。

教職員も同様に、平成24年度は1,966人、令和4年度には1,717人と249人の減少となり、部活動に関しても顧問不足など各学校での対応が難しくなっていると思われます。

### ○運動部活動の部活動数及び部員数について

	令和4年度	平成24年度	増減
部員数	9,497	12,583	-3,086
部活動数	962	998	-36

#### 10以上増加の競技

バドミントン（48→65）、弓道（0→15）

#### 10以上減少の競技

バレーボール（101→87）、ソフトテニス（80→67）

ソフトボール（42→21）、柔道（40→30）、スキー（11→0）

※中学校（国公私）：高知県中学校体育連盟調査

運動部活動の部員数と部数の推移について、部員数は平成24年度には12,583人、令和4年度には9,497人となり3,086人減少しました。

部活動数では、この10年間で998部から962部と36部減少したが、バドミントンは48部から65部と増加をしており、弓道も平成24年度は0部でありましたが、令和4年度には15部と増加をしました。

この10年間で大きく減少した部活動は、バレーボールが101部から87部、ソフトテニスが80部から67部、ソフトボールが42部から21部、柔道が40部から30部、スキーが11部から0部となっています。

このことから、特に生徒減少の影響を受ける中山間地域では部活動で行うことができる競技が少なくなっており、主に団体競技はチームが組めない状況から部活動が減少し、個人競技の比較的誰でも親しみやすいバドミントンなどは部員が増加したことと思われます。



### ○運動部活動の加入状況について

		令和14年	令和9年	令和3年	令和2年	令和元年	平成30年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度
中学校	全体	58.0%	58.0%	58.0%	58.6%	59.8%	60.6%	60.8%	61.0%	62.0%
	男子	—	—	68.0%	69.5%	71.2%	72.2%	74.1%	70.3%	74.5%
	女子	—	—	47.4%	47.3%	48.8%	48.8%	47.1%	46.9%	48.7%
	合計人数	7,904	8,887	9,911	10,017	10,368	10,632	10,965	11,434	12,025

※中学校（国公私）：高知県中学校体育連盟調査（H27～R3）

※令和9、14年については、産業振興推進部統計分析課調査による令和4年4月1日現在の人口から推計される当年度の13～15歳の人数に、令和3年度の加入率である58%を掛け合わせた数である。

運動部活動の加入状況は、令和3年度では部員数が9,911人で加入率が58.0%となっている（県中学校体育連盟調査）。加入率も年々減少しており、現在の加入率58.0%で5年後の令和9年度、10年後の令和14年度の部員数を推計するとそれぞれ令和9年度は8,887人、令和14年度7,904人となり大きく減少することが予想されます。

### ○運動部活動の合同チーム状況について

競技名	合同部活チーム数（R元）			合同部活チーム数（R2）			合同部活チーム数（R3）			合同部活チーム数（R4）		
	2校	3校	4校以上	2校	3校	4校以上	2校	3校	4校以上	2校	3校	4校以上
バスケットボール	8	1		9	1		12	1		9		
サッカー	6			8			6	3		9	3	
ハンドボール							1			2		
軟式野球	22	4		14	3	2	16	4	1	16	3	1
バレーボール	16			11	3		9	2		12		
ソフトボール	3	4		1	2	2	1	4	2	2	5	
小計	55	9	0	43	9	4	45	14	3	50	11	1

※高知県中学校体育連盟調査

令和4年度の合同チーム数は合計で62チームとなっており、単独でチームを組むことができない部活動が非常に多くなっている。軟式野球では、4校合同チームなども見られます。

### ○文化部活動の状況について

文化部活動では、令和4年度に35種類の部活動が活動している。吹奏楽部は52校、美術部28校、英語部15校、音楽部11校の順で多く活動している。

吹奏楽部	美術部	英語部	音楽部	放送部	文化部	家庭科部	茶道部	科学部	書道部
52	28	15	11	9	8	7	6	4	4
文芸部	華道部	家庭部	ボランティア部	パソコン部	イラスト部	将棋部	芸術部	技術情報部	技術部
3	3	2	2	2	1	1	1	1	1
伝統文化部	手話部	コンピューター部	生け花部	科学実験部	パソコン家庭部	環境部	機械ボランティア部	ブラスバンド部	園芸部
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
読書部	カルチャー部	メディア部	ライブラリー部	手芸部					
1	1	1	1	1					

### ○部活動指導員について

令和4年度の運動部活動指導員は、14市町村と3校の県立学校に35校89部63名の指導者を配置し、学校部活動での専門的な指導や顧問の負担軽減を図っています。



### 3 部活動地域移行に関するアンケート調査結果について

#### ○目的・調査対象について

本調査は、部活動の地域移行の必要性や課題、対応の方向性を検討するにあたり、その基礎データとなる児童生徒・保護者、教職員の意向を捉えることを目的として、市町村教育委員会にご協力いただき実施しました。対象は今後、部活動の地域移行の対象と考えられる公立小学校の5・6年生や中学校1・2年生及びその保護者、中学校教員を対象に実施しています。

回答率は、児童、生徒、教員ともに9割を越えており、保護者約4,600名を含む、約2万2千名の回答がありました。

【目的】	部活動の地域移行の必要性、課題、対応の方向性を検討するにあたり、その基礎データとなる児童生徒・保護者・教職員の意向を捉える。	
【調査期間】	令和4年10月1日～11月11日	
【対象】	①小5・6児童	: 9,273人/9,632人 (96.3%)
	②中1・2生徒	: 7,603人/8,342人 (91.1%)
	③小5・6保護者	: 2,595人
	④中1・2保護者	: 2,050人
	⑤中学校教員	: 1,168人/1,221人 (95.7%)
		※公立学校対象

#### ○小学校5年生・6年生児童

現在スポーツや文化芸術活動を行っている割合は67.7%となっており、中学生になっても現在行っている活動を続けたいと思っている児童の割合は、続けたいが41.4%となっています。

中学入学後に、現在と違う活動を望む児童にどのような活動を希望しているかでは、運動系がバドミントン・バスケットボール・陸上競技の順となり、文化系が吹奏楽・ダンス・美術の順となっています。

現在活動していない児童の中学入学後の希望では、運動系がバドミントン・卓球・バスケットボール、文化系がパソコン・美術・家庭科の順となっています。

##### ① 小5・6児童（主な項目）

###### ●現在スポーツや文化芸術活動を行っているか

「活動している」: 67.7%

###### ●活動の内容【上位3位】

【運動系】水泳: 16.2%、サッカー: 12.7%、軟式野球: 7.5% 【文化系】硬筆: 17.9%、ピアノ: 14.9%、書道: 12.9%

###### ●中学生になったら活動を続けたいか

「続けたい」: 41.4%、「違う活動」: 30.7%

###### ●中学入学後の希望種目【上位3位】（現在と違う活動を望む児童）

【運動系】バドミントン: 18.3%、バスケットボール: 14.5%、陸上競技: 13.2%

【文化系】吹奏楽: 11.0%、ダンス: 10.1%、美術: 9.7%

###### ●中学入学後の希望種目（現在活動していない児童）

【運動系】バドミントン: 17.1%、卓球: 10.9%、バスケットボール: 10.7%

【文化系】パソコン: 11.5%、美術: 9.7%、家庭科: 8.3%

## ○中学校1年生・2年生生徒

現在、学校部活動に78.3%が所属し、学校部活動と地域クラブ等の両方が6.4%、地域クラブ等の所属が4.3%、未所属が11.0%となっています。

部活動に入部した理由については、「活動が楽しいから・友達と活動ができるから・上手になりたいから」の順に多く、「試合に勝ったり賞をとったりしたいから」、「希望する種目の活動がなかったから」と続きます。

部活動に所属して良かったことについても、「活動が楽しい」、「友達ができた」の割合が多く、入部した理由と同じ傾向が見られます。

部活動に所属して困ったことについては、「学業との両立が難しい」、「生徒や指導者との人間関係」、「練習日数や時間が多い」といった回答の割合が高い結果となりました。

団体競技において、人数が足りない場合の救済措置として行っている合同チームについての活動で困ったことは、「特になし」との回答が最も高く、「合同チームの練習時間が少ない」、「合同チームの練習場所へ移動」という順です。地域クラブ等で活動する際に心配なことについては、合同チームと同じ回答傾向にあります。

休日に地域で活動してみたい違う内容（種目）は、現在、部活動に所属している生徒が、休日に違う種目を希望している種目では、運動系でバドミントン・バスケットボール・バレーボール、文化系でダンス・写真・吹奏楽となっています。

やってみたい活動ができる地域クラブ等があれば入りたいかと部活動未所属の生徒について、聞いたところ、「はい」、「どちらかといえばはい」が約64%となっています。

### ② 中1・2生徒（主な項目）

#### ●現在学校部活動等に所属しているか

「学校部活動」78.3%、「学校部活動と地域クラブ等の両方」6.4%、「地域クラブ等」4.3%、「未所属」11.0%

#### ●部活動の内容【上位3位】

（運動部）バスケットボール：11.5%、陸上競技：10.4%、バレーボール：9.2%

（文化部）吹奏楽：11.6%、美術：6.5%、英語：2.7%

#### ●部活動に入部した理由

「活動が楽しいから」54.2%、「友達と活動ができるから」49.3%、「上手になりたいから」48.9%、

「試合に勝ったり賞をとったりしたいから」26.9%、「希望する種目の活動がなかったから」12.2%

#### ●部活動に所属して良かったこと

「活動が楽しい」67.1%、「友達ができた」56.5%、「体力・忍耐力がついた」53.0%

#### ●部活動に所属して困ったこと

「学業との両立が難しい」37.9%、「生徒や指導者との人間関係」25.7%、「練習日数や時間が多い」19.6%

#### ●合同チームで活動して困ったこと

「特になし」58.3%、「合同の練習時間が少ない」14.7%、「合同の練習場所への移動」11.9%

#### ●地域クラブ等で活動する際に心配すること

「特になし」41.0%、「移動」30.3%

#### ●休日に地域で活動してみたい違う内容（部所属生徒）【上位3位】

バドミントン：22.7%、バスケットボール：17.7%、バレーボール：15.8%

ダンス：13.2%、写真：7.5%、吹奏楽：7.1%

#### ●活動してみたい内容（未所属生徒）【上位3位】

バドミントン：14.9%、バスケットボール：11.6%、ライフル射撃：11.4%

ダンス：12.2%、写真：10.6%、美術：9.9%

#### ●やってみたい活動ができる地域クラブ等があれば入りたいか（未所属生徒）

「はい」+「どちらかといえばはい」63.6%

## ○小学校5年生・6年生児童保護者、中学校1年生・2年生生徒保護者

中学校の部活動を地域クラブが担うことについては、「賛成・どちらかといえば賛成」が過半数を占めており、「反対・どちらかといえば反対」は10%台となっています。

中学校の部活動が平日となった場合、休日に子どもを地域クラブ等の活動に参加させたいかについて、「子どもの希望に任せる」との回答が約70%にのぼり、約23%は参加させたいと回答しています。参加させたい保護者は、休日の地域クラブ等の活動に係る月謝については、小中ともに「3,000円以内」が最も多くの割合を占めています。

地域クラブ等が部活動を担うことについて期待することについては、「専門的指導が受けられる」、「希望する種目の活動が継続できる」、「教員の負担が軽減される」の3つが多い結果となりました。

地域クラブ等が部活動を担うことについて心配することは、小中学校ともに最も多かったのが「送迎の負担」であり、「生徒や指導者との人間関係」、「担う地域の受け皿はあるのか」の順となっています。

### ③ 小5・6保護者（主な項目）

#### ● 中学校の部活動を地域クラブ等が担うことについて

「賛成+どちらかといえば賛成」63.5%、「反対+どちらかといえば反対」14.4%、「分からない」22.1%

#### ● 休日に子どもを地域クラブ等の活動に参加させたいか（中学校部活動が平日となった場合）

「子どもの希望に任せる」71.3%、「参加させたい」23.5%

#### ● 休日の地域クラブ等の活動に係る月謝の妥当額（参加させたい保護者）

「1,000円以内」17.2%、「3,000円以内」52.7%、「5,000円以内」23.7%

#### ● 地域クラブ等が部活動を担うことについて期待すること

「専門的指導」55.3%、「希望する種目の活動継続」50.4%、「教員の負担軽減」44.5%

#### ● 地域クラブ等が部活動を担うことについて心配すること

「送迎の負担」66.7%、「生徒や指導者との人間関係」53.3%、「担う地域の受け皿はあるのか」37.7%

### ④ 中1・2保護者（主な内容）

#### ● 学校部活動を地域クラブ等が担うことについて

「賛成+どちらかといえば賛成」53.4%、「反対+どちらかといえば反対」19.0%、「分からない」27.6%

#### ● 休日に子どもを地域クラブ等の活動に参加させたいか（中学校部活動が平日となった場合）

「子どもの希望に任せる」69.6%、「参加させたい」23.2%

#### ● 休日の地域クラブ等の活動に係る月謝の妥当額（参加させたい保護者）

「1,000円以内」27.9%、「3,000円以内」50.6%、「5,000円以内」17.3%

#### ● 地域クラブ等が部活動を担うことについて期待すること

「専門的指導」55.0%、「教員の負担軽減」46.6%、「希望する種目の活動継続」42.1%

#### ● 地域クラブ等が部活動を担うことについて心配すること

「送迎の負担」62.2%、「生徒や指導者との人間関係」51.0%、「担う地域の受け皿はあるのか」35.8%

## ○中学校教職員

現在、顧問または副顧問として関わっている教職員は約8割います。担当している部の指導について、専門として指導できる教員が約4割、専門ではないが指導できる教員が約2割、指導ができない教員も約4割となっております。

部活動の指導に負担を感じているかでは、約6割の教員が負担を感じています。指導の専門性別での回答では、負担を感じている割合について、専門として指導できる教員（A）でも約5割を占めており、専門ではないが指導できる教員（B）が63.8%、指導ができない教員（C）が75.8%となっています。

負担を感じる内容は、「校務が忙しくて指導ができない」、「専門的な指導ができない」、「教材研究の妨げとなっている」の3つが高い割合を示しています。

学校部活動の課題と感ずることについては、「多忙化により、指導できない場合がある」「異動により専門的な指導の継続が難しい」、「専門的知識や指導技術の不足」となっています。

教職員が部活動の指導を行うことについては、「時間的、精神的に余裕がなくなる傾向」、「生徒の成長がみられ、やりがいにつながる」、「専門的に指導ができない教員が多く、生徒のニーズに十分に答えられない」との順になっています。

部活動を地域クラブ等が担うことについては、「賛成・どちらかといえば賛成」が71.3%、「反対・どちらかといえば反対」が17.9%という結果でした。学校部活動を地域クラブ等が担うこととなった場合、地域の指導者として関わりたいかについては、「いいえ」が約8割を占めています。

指導の専門性別に見ると、地域の指導者として関わりたいと希望している割合は、専門として指導できる教員(A)が32.8%、専門ではないが指導できる教員(B)が21.4%、指導ができない教員(C)が8.5%という結果でした。

地域の指導者として関わりたい理由については、「生徒の成長がうれしい」、「指導することが楽しい」、「生徒の違う側面が見られる」となっています。地域の指導者として関わりたい理由については、「校務多忙のため」、「家庭生活を優先させたい」、「専門的な指導ができない」の順となっています。

### ⑤ 中学校教員（主な内容）

●現在の部活動の指導状況 「顧問または副顧問」81.7%

#### ●現在担当している部の指導について

「専門として指導できる(A)」41.2%、「専門ではないが指導できる(B)」21.1%、「指導ができない(C)」37.7%

#### ●部活動の指導に負担を感じているか

「はい」63.1%、「いいえ」36.9%

#### 【指導の専門性別の回答状況】

「専門として指導できる(A)」	はい：50.5%	いいえ：49.5%
「専門ではないが指導できる(B)」	はい：63.8%	いいえ：35.2%
「指導ができない(C)」	はい：75.8%	いいえ：23.3%

#### ●どのようなことに負担を感じているか

「校務が忙しくて指導ができない」59.2%、「専門的な指導ができない」56.8%、「教材研究の妨げとなっている」54.3%

#### ●学校部活動の課題と感ずていること

「多忙化により、指導ができない場合がある」78.4%、「異動により専門的な指導の継続が難しい」66.4%

「専門的知識や指導技術の不足」61.5%

#### ●教職員が部活動の指導を行うことについての考え

「時間的、精神的に余裕がなくなる傾向」68.6%、「生徒の成長がみられ、やりがいにつながる」51.3%

「専門的に指導ができない教員が多く、生徒のニーズに十分に答えられない」48.1%

#### ●部活動を地域クラブ等が担うことについての考え

「賛成+どちらかといえば賛成」71.3%、「反対+どちらかといえば反対」17.9%

#### ●地域の指導者として関わりたいか

「はい」19.8%、「いいえ」80.2%

#### 【指導の専門性別の回答状況】

「専門として指導できる(A)」	はい：32.8%	いいえ：67.2%
「専門ではないが指導できる(B)」	はい：21.4%	いいえ：78.6%
「指導ができない(C)」	はい：8.5%	いいえ：91.5%

#### ●地域の指導者として関わりたい理由

「生徒の成長がうれしい」71.7%、「指導することが楽しい」63.6%、「生徒の違う側面が見られる」51.5%

#### ●地域の指導者として関わりたい理由

「校務多忙のため」59.2%、「家庭生活を優先させたい」50.8%、「専門的な指導ができない」48.4%

#### 4 国の方針に基づいた高知県の今後の取組について

##### (1) 国の部活動改革に関する方針について

スポーツ庁・文化庁では地域運動部活動推進事業などを展開し、令和4年6月・8月にスポーツ庁・文化庁の有識者会議から「運動部活動・文化部活動の地域移行に関する検討会議提言」が示されています。

日本中学校体育連盟では、令和5年度全国中学校体育大会からの地域スポーツ団体の参加を認める方向で、参加基準の緩和を行っています。

有識者提言を受けた後、スポーツ庁・文化庁では、令和5年度から7年度を「改革集中期間」と期限を設定し、休日の部活動から段階的に地域移行を行うこととしました。令和5年度概算要求においても、県・市町村に1/3の負担を求め、地域移行を前提とした大規模な予算を示していました。しかし、この段階においても、地域移行後の国の財政支援などは明確に示されていませんでした。

パブリックコメント等を経た後、12月27日公表のガイドラインでは、首長団体等から3年間の移行達成は現実的に難しいとの意見や、各自治体の検討・準備状況が様々である、部活動指導員の活用を含めた地域連携の推進など、地域によって多様な進め方が考えられることから、休日の部活動の地域連携や地域移行の達成時期について、国としては一律に定めず、令和5年度から7年度を「改革推進期間」として位置づけ、地域の実情等に応じて可能な限り早期の実現を目指すことと変更されました。

令和5年度の国の事業に関しても地域移行を前提とした事業から、実証事業へと内容が大きく変更されています。

##### (2) 高知県の今後の取組について

このような国の動きを受け、高知県の今後の取組については、県では部活動地域移行検討会議から名称を変え、部活動の地域連携・地域移行検討会議（仮称）を引き続き開催し、推進計画の策定等を行い、市町村においては、部活動改革の協議会等を設置・開催し、地域連携・地域移行の取組による部活動改革を推進していくこととなります。

具体的には、国の実証事業を活用し、地域移行の課題等を精査、部活動指導員の拡充、新たな取り組みとして拠点校による合同部活動の検討、既存の総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、文化芸術団体等の育成や各団体等との連携を進めていくこととなります。

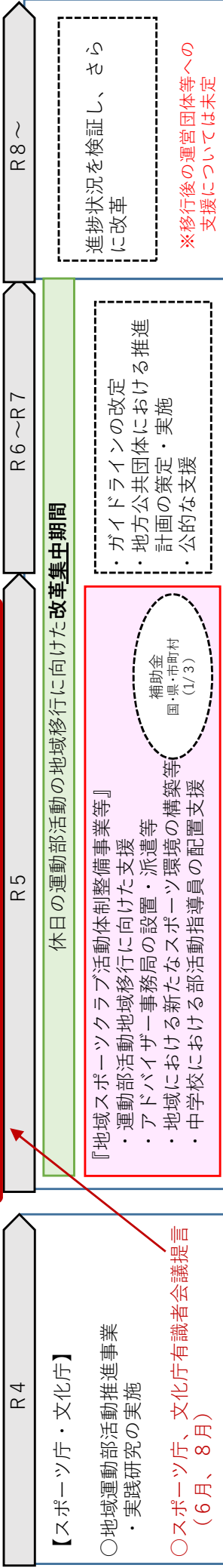
そして、令和8年度以降の国のガイドライン見直し、支援方策などに合わせて、県内の学校部活動の地域連携や地域移行への取組状況も踏まえ、県としての方向性を示していきたいと考えております。

◆国の方針（部活動の地域連携・地域移行）に基づいた今後の取組について」参照

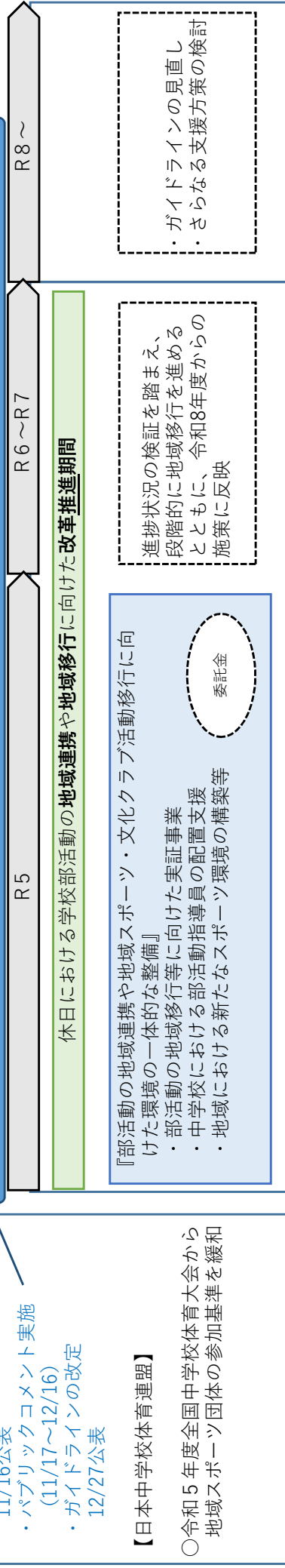
# 国の方針（部活動の地域連携・地域移行）に基づいた今後の取組について

## ■ 国の部活動改革に関する方針について

### ● これまでの国の部活動改革の考え方（有識者会議提言）

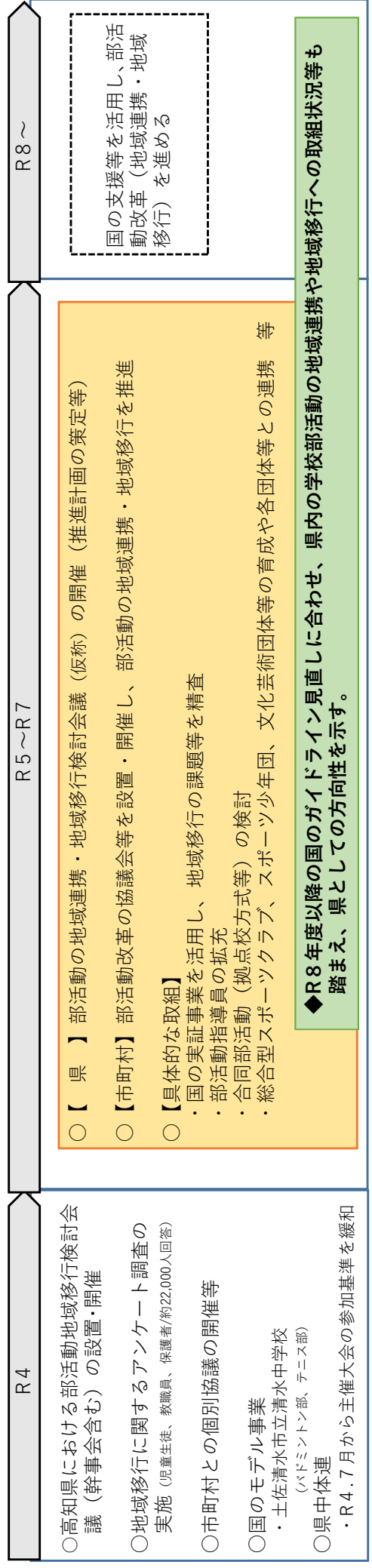


### ● 学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（R4.12.27）



## 国の動向を受けて

## ■ 高知県における取組



### (3) 学校部活動・地域連携・地域移行の関係について

学校部活動については、高知県内においても、様々な課題が見え始め、学校だけの対応は難しい状況となってきています。

生徒数・教員数の減少により、専門として指導ができる教員がいない、生徒がやりたい部活動が学校にない、団体競技のチームが自校単独で組めないなどの課題が挙げられ、団体競技の救済措置として「合同チーム」がありますが、これについても課題が見え始めてきています。

また、新たに学校部活動の地域連携として、専門でなく指導ができない教員に代わり部活動指導員等の活用や拠点校での合同部活動などが考えられますが、現時点では部活動指導員以外の引率や拠点校での合同部活動では中学校体育連盟主催大会には出場できません。

このことに関しては、現時点では引率や大会への出場ができませんが、令和5年度から大会参加基準の緩和ができるように調整しています。

本県では地域移行について、学校部活動から移行した活動だけという狭い捉え方だけでなく、学校以外で地域が担う活動を含むという捉え方をしています。このことにより、子どもの選択肢を広げる可能性が大きく広がります。

これまでは学校に部活動がないため大会に参加できなかった生徒が、地域の力を借りれば参加できるようになっていきます。既存の総合型地域スポーツクラブのサークルやスポーツ少年団等での活動が中学生でも継続が可能であれば、市町村教育委員会が地域移行していると県中学校体育連盟に申請すれば参加できることとなっています。

小学生から参加している既存の団体であれば、会費や活動場所への移動の課題などについても比較的スムーズに解決できる、また、総合型地域スポーツクラブなどに新たな種目を追加していく場合は導入しやすいのではないかと考えられます。

地域によっては、新たに生徒が参加できる体制を整備するという方法も考えられます。これまで、小学生や中学生への指導を行っていない団体等が実施する場合には、指導者の確保、生徒の移動手段、経費負担、会費の問題など、多くの解決しなければならないことが考えられます。

県としましては、今回の部活動改革を行うにあたり、「中学生」が選択できる取組を進めたいと考えています。生徒たちには、友達と楽しみたい、専門指導を受けたい、学校の部活動にない活動をやりたい、週3回程度の活動でいい、楽器が演奏できるようになりたいなど様々なニーズがあると思われる。学校部活動、学校部活動の地域連携、地域クラブ等の活動など、学校と地域が連携できれば、生徒の選択肢を広げる取組に繋がると考えています。

国も学校部活動の地域連携や地域移行については、令和5年度から改革をスタートさせることとしております。各市町村においても、今後の部活動の在り方などを含め、地域連携・地域移行に関する協議会などを設置し、取組を行っていただきたいと思います。県も協議会等へ参加するなど支援を行っていきたいと考えています。

また、市町村単独で対応できない場合など広域的な対応が必要な場合には、県が市町村間の調整をしていきたいと考えています。

◆「学校部活動・地域連携・地域移行の関係（イメージ図）」参照

## 学校部活動（学校教育の一環）

### これまでの部活動

指導者	当該校の教員
参加者	当該校の生徒
場所	当該校の施設

専門の指導ができる 教員がいない 教員が校務多忙により指導できない	やりたい部活動が 学校にない 等	生徒数が少なく チームが組めない 等
---	------------------------	--------------------------

### 合同チーム（学校間で調整）

大会等へ参加  
(中体連主催大会・吹奏楽連盟主催大会)

課題  
年度ごとに学校が変わる  
遠距離で合同活動が難しい  
継続的な指導ができない等

### 課題があれば地域連携へ

## 学校部活動の地域連携

### 部活動指導員等の活用

指導者	部活動指導員等 (外部指導者)
参加者	当該校の生徒
場所	当該校の施設

※中体連・吹奏楽連盟主催大会への  
引率可

### 拠点校部活動【合同部活動】 (市町村教育委員会が指定)

指導者	部活動指導員等 (外部指導者) 拠点校の教員
参加者	複数校の生徒
場所	拠点校の施設

※中体連主催大会は令和6年度から  
参加可能

子どもの選択肢を  
広げる取組を進める

## 中学生

### 生徒のニーズ

- ・友達と楽しみたい
- ・試合に勝ちたい
- ・専門指導を受けたい
- ・複数の活動をしたい
- ・大人などと活動したい
- ・学校の部活動にない活動をやりたい
- ・週3回ほど活動したい
- ・楽器が演奏できるようになりたい
- ・上位大会に出場したい等

### 連携

- ・指導者の派遣  
(外部指導者・教員の兼職兼業)
- ・受け皿等の整備状況により  
地域移行

## 地域クラブ活動（地域移行）

※地域移行：学校部活動から移行した活動（狭義）だけでなく、学校以外で地域が担う活動とする

### 総合型地域スポーツクラブ・芸術団体等

指導者	地域の指導者
参加者	地域の生徒を含む多世代
場所	学校・社会体育施設等

●種目によってはジュニアからの継続が可能

### スポーツ少年団等

指導者	地域の指導者
参加者	地域の生徒・児童
場所	学校・社会体育施設等

●種目によってはジュニアからの継続が可能

### その他の団体・新たな運営団体等

指導者	地域の指導者
参加者	地域の生徒を含む多世代
場所	学校・社会体育施設等

- その他の団体  
体育・スポーツ協会、競技団体、クラブチーム、民間事業者、大学、地域学校協働本部や保護者会など
- 新たな運営団体  
市町村が運営団体となり、あるいは市町村が中心となって社団法人やNPO 法人等の運営団体を設立するなど

※県中体連主催大会に、地域クラブ活動として参加するには、市町村教育委員会、地区中体連の承認が必要です。

大会・コンクール・コンテストへの参加が可能

生徒の活動機会の確保

教員の負担軽減



## V 大会等の在り方の見直し

大会等の在り方の見直しを行うに当たり、生徒の活動の成果発表の場である大会やコンクール等において、学校部活動として参加する生徒と、地域クラブ活動として参加する生徒の両方が存在することが考えられるが、双方の生徒に公平・公正な参加機会を確保する。

一方、部活動顧問や地域クラブ指導者、生徒にとって過度の負担とならないよう、大会等の主催者は大会の開催回数の精選を行い、校長や地域クラブの運営団体は、参加する大会等の精査を行う必要がある。

### 1 生徒の大会等の参加機会の確保

中学生を対象とする大会等（学校教育活動の一環として参加する大会やコンクール等）の主催者は、生徒の参加機会の確保の観点から、大会参加資格を学校単位に限定することなく、地域の実情に応じ、地域クラブ活動や合同チーム、拠点校部活動の生徒も参加できるよう、県大会、地区大会及び市町村大会において見直しを行う。

また、学校部活動と地域クラブ活動の両方が存在する状況において、公平・公正な大会参加機会を確保できるよう、合同チームや拠点校部活動の取扱いも含め、参加登録の在り方を決定する。

（※学校教育活動の一環として参加する大会等は、国、地方公共団体若しくは学校教育団体の主催又はこれらと関係競技団体等との共同主催が基本となる。）

〈P29 「高知県児童・生徒の運動競技の基準」の廃止に伴う新たな児童・生徒の運動競技の取扱いについて（平成14年4月1日付け13高体保第359号）」参照〉

### 2 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備

#### （1）大会等への参加の引率

##### 【学校部活動】

高知県中学校体育連盟、高知県高等学校体育連盟、高知県高等学校文化連盟、その他学校関係団体（以下、「学校教育団体」という。）は、学校部活動における大会等の引率を、できるだけ教員等が引率しない体制を整えるため、部活動指導員を配置している学校において、生徒の安全確保等に留意しつつ、原則として部活動指導員が単独で行うことができるよう、大会等の規定を整備し、運用する。

合同チームでの大会等の引率においては、各学校の顧問がそれぞれ引率するのではなく、合同チームの責任者が引率するなど、各学校の顧問の負担が軽減されるよう、大会等の規定の見直しなどの検討を行う。

##### 【地域クラブ活動】

学校教育団体は、地域クラブ活動における大会等の引率を実施主体の指導者等が行うこととし、その旨を大会等の規定として整備し、運用する。

#### （2）大会運営への従事

ア 学校教育団体は、自らの団体等に所属する職員に大会運営を担わせ、人員が足りない場合は、大会主催者が大会開催に係る経費を用いてスポーツ・文化芸術団体等に外部委託をするなど、適切な体制を整えるよう努める。

イ 学校教育団体は、大会等に参加する学校や地域クラブ活動の実施主体等に対して、審判員等として大会運営への参画を出場要件として求める場合は、参画することに同意する部活動顧問や地域クラブ活動の指導者に対して、大会等の主催者のスタッフとなることを委嘱し、主催者の一員として大会等に従事することを明確にする。

ウ 学校の設置者や校長は、大会運営に従事する教師等の服務上の扱いの明確化や兼職兼業の許可について、適切な服務監督を行う。地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、当該団体等の規定等に基づき、必要に応じて大会運営に従事する指導者の兼職兼業等の適切な勤務管理を行う。

エ 学校の設置者や校長は、スポーツ・文化芸術団体の役員等として日頃から当該団体等の活動に従事している教師等を含め、教師等が実費弁済の範囲を超えて報酬を得て大会運営に従事することを希望する場合は、兼職兼業の許可を含めた適切な勤務管理を行う。（無償又は交通費等の実費弁済の範囲内である場合、許可は不要）この際、学校における業務への影響の有無、教師等の健康への配慮から、学校での職務負担や大会運営に従事する日数等を確認した上で、兼職兼業等の許可の判断を行う。

（参考資料9）「公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について（手引き）」参照

### 3 生徒の安全確保

ア 学校教育団体は、参加する生徒の健康と安全を守るため、大会等の開催時期について、夏季であれば空調設備の整った施設を会場として確保し、そのような環境を確保できない場合には夏の時期を避ける。

イ 学校教育団体は、夏季以外の季節であっても気温や湿度の高い日が少なくないことから、各種目・部門の特性等を踏まえ、中学生向けの大会等の開催が可能な環境基準として、例えば、気温や湿度、暑さ指数（WBGT）等の客観的な数値を示す。

ウ 学校教育団体は、天候不順等により大会日程が過密になった場合は、大会等を最後まで実施することのみを重視することなく、試合数の調整や、途中で大会等を打ち切るなど、生徒の体調管理を最優先に対応する。

### 4 大会等の在り方

ア 学校教育団体は、発育・発達期にある生徒にとっての大会の意義を、国のガイドラインの趣旨を踏まえて改めて検討し、意義が認められる場合にはそれを踏まえて、生徒にとってふさわしい大会の在り方や、適切な大会等の運営体制等に見直す。

イ 学校教育団体は、大会の開催回数について、生徒や保護者等の心身の負担が過重にならないようにするとともに、学校生活との適切な両立を前提として、種目・部門・分野ごとに適正な回数に精選する。

ウ 県中体連及び地区中体連並びに学校の設置者は、中学生が参加する大会等の全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会等に参加することが、生徒や指導者の過度な負担とならないよう、大会等の統廃合等を主催者に要請するとともに、中学生が参加する大会数の上限の目安等を定める。高校生についても同様とする。

なお、各学校の運動部活動が参加する大会は、『「高知県児童・生徒の運動競技の基準」の廃止に伴う新たな児童・生徒の運動競技の取扱いについて（平成14年4月1日付け13高体保第359号）』のとおりとする。

## 児童・生徒の運動競技に関する基準

### 1 学校教育活動としての運動競技について

#### (1) 運動競技会の開催・参加についての基本的事項

- ① 小学校、中学校又は高等学校の児童生徒が参加する学校教育活動の一環としての運動競技会の開催は、国、地方公共団体若しくは学校教育団体の主催又はこれらと関係競技団体の共同主催を基本とする。
- ② 主催団体は、運動競技会の規模、日程などが児童生徒の心身の発達から見て無理がないように留意する。
- ③ 主催団体、学校ともに、運動競技会に参加する者については、本人の意志、健康及び学業などを十分配慮するとともに、その保護者の理解を十分得るようにする。

#### (2) 運動競技会の開催・参加回数等

- ① 小学校の運動競技会は、特に児童の心身の発達からみて無理のない範囲という観点から、原則として県内における開催・参加とする。
- ② 中学校の運動競技会は県内における4回程度の開催・参加を基本としつつ、地方ブロック大会及び全国大会については、学校運営や生徒のバランスある生活に配慮する観点から各競技につき、それぞれ年間1回程度とする。
- ③ 高等学校の運動競技会は、県内における開催・参加は、地方ブロック大会、全国大会の予選を含めて、各競技について年5回程度とする。また、地方ブロック大会及び全国大会の参加は、各競技についてそれぞれ年2回程度とする。
- ④ この他、体力に優れ、競技水準の高い生徒が、国、地方公共団体又は財団法人日本体育協会（現公益財団法人日本スポーツ協会）の加盟競技団体が主催する全国大会で、競技水準の高い者を選抜して行うものに参加する場合は、学校教育活動の一環として取り扱うことができる。なお、中学生については、文部科学省（スポーツ庁）と財団法人日本体育協会（現公益財団法人日本スポーツ協会）ほか関係団体が合意したものに限り、学校教育活動の一環として参加させることができる。

### 2 盲学校、ろう学校及び養護学校の児童生徒の運動競技について

盲学校、ろう学校又は養護学校の児童生徒の運動競技については、この基準を準用するが、その特殊性を考慮して行わなければならない。

### 3 学校教育活動以外の運動競技について

学校教育活動以外の運動競技会（国外における競技会や遠征合宿等を含む）に児童生徒が参加するに当たっては、保護者が十分責任を持つものであるが、学校としても、保護者及び関係競技団体と連携して、児童生徒が競技会に参加する状況を把握することとする。

**※ 校長は、上記を踏まえ、参加する大会等を精査する。**

エ 校長や地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、県中体連及び地区中体連並びに学校の設置者が定める前記の目安等を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や指導者の負担が過度としないことを考慮して、参加する大会等を精査する。

オ 大会等の主催者は、スポーツ・文化芸術に親しむことや生徒間の交流を主目的とした大会や、高い水準の技能や記録に挑む生徒が競い合うことを主目的とした大会などの多様な大会を開催する。

その際、誰もが参加機会を得られるよう、これまでの大会期間内でリーグ戦の導入や、能力別

にリーグを分けるなどの工夫をする。

カ スポーツ団体、文化芸術団体は、例えば、大会等の開催と併せて生徒等向けの体験会を実施するなど、自分なりのペースでスポーツ・文化芸術に親しみたい生徒や、複数の運動種目等を経験したい生徒等のニーズに対応した機会を設ける。

キ 特別支援学校等の大会等については、特別支援学校等に在籍する生徒のスポーツ・文化芸術への参画を促進する観点から、関係者が連携して、本方針趣旨を踏まえ、大会等の整備を進める。その際、学校における働き方改革の動向に十分留意する。

参考資料 1 「学校部活動・地域連携・地域移行の関係（イメージ図）」

参考資料 2 「部活動の活動報告等に関するフロー図」

【資料①】「部活動に係る活動方針」

【資料②】「年間活動計画及び活動実績」

【資料③】「毎月の活動計画及び活動実績」

【資料④】「県立学校部活動の実施状況（報告様式）」

【資料⑤】「部活動の活動時間等について（市町村教育委員会回答様式）」

参考資料 3 「高知県立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針（令和 2 年 3 月）」

参考資料 4 「高知県中学校〔春季・総体・秋季・新人（冬季）〕大会に関わる拠点校部活動参加規程」

参考資料 5 「高知県運動部活動指導員配置事業の配置に係る基礎研修について」

参考資料 6 「高知県における地域スポーツ団体等の中体連主催大会参加規程」

参考資料 7 「部活動の地域移行に伴う課題対応等について」

参考資料 8 「運動部活動の地域移行に係る責任の所在について〈Q&A〉」

参考資料 9 「公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について（手引き）」

参考資料 10 「兼職等認定申請書（第 9 号様式（第 16 条関係）」